



宮 崎 県 公 報

令和6年10月17日（木曜日） 第 553 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 議決された予算の要領の公表……………（財政課） 1
- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出…（福祉保健課） 1

頁

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1
- 救急病院の認定……………（医療政策課） 1
- 保安林の指定予定の通知（2件）……………（自然環境課） 1
- 道路の供用の開始……………（道路保全課） 2

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 554号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月宮崎県議会定例会において議決された予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 555号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
成清 圭吾 せいこついん な おらす	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和 6 年 10 月 1 日
森山 浩司 せいこついん な おらす	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和 6 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 556号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 6 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
山倉 唯花 しい整骨院	日向市北町 1 丁目 109 番地 匠ビル 102	令和 6 年 10 月 1 日
森山 浩司 凜整骨院	東諸県郡綾町南俣字宮下 683-1	令和 6 年 10 月 2 日

宮崎県告示第 557号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

令和 6 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団聖山会川南病院	児湯郡川南町大字川南 18150番地47

2 救急病院の認定の有効期間

令和 6 年 11 月 16 日から令和 9 年 11 月 15 日まで

宮崎県告示第 558号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市土々呂町五丁目2815-47（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年10月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字西川北字春宮ノ下 590・594-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、593-1から593-3まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字春宮ノ下 590・593-1・593-2・594-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 560号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年10月17日から同年同月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字滝下申29番6地先から同市同町下鹿川同字申1番30地先まで	令和6年10月17日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年10月17日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和7年1月20日（月）から1月23日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
 宮崎県技能検定センター
 電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
 住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出日時

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和6年12月2日（月）から12月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
 郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。
 手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境

課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--